

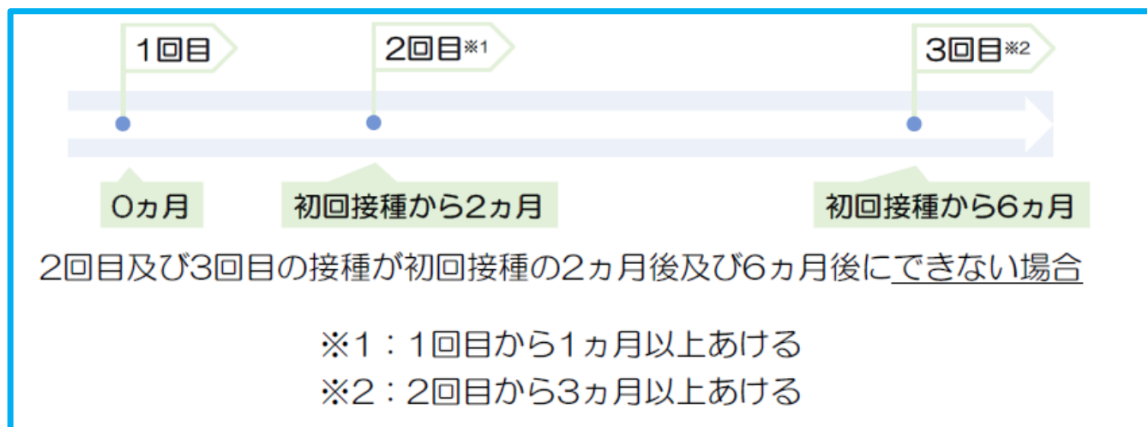
HPV ワクチン キャッチアップ接種  
1 1 月に初回接種でも、まだ間に合います！  
公費で接種できるのは2025年3月までです  
一人でも多くの対象者への接種の声掛けをお願い致します

東京産婦人科医会 令和6年9月

定期接種・キャッチアップ接種の制度は、自治体が主体となって実施しているため、その制度における接種方法は所属する自治体にご確認ください。

キャッチアップ接種の場合、2価・4価・9価の三種類から選択可能です。

9価HPVワクチンの場合



<参考>

1月以上の間隔をおくとは

- 「1月以上の間隔をおく」とは、翌月の同日の前日に1ヵ月経過したと考えるため、翌月の同日から接種可能になる。
- 翌月に同日となる日が存在しない場合には、翌月最終日の翌日（つまり1日）から接種可能になる。

1月15日 → 2月15日

1月31日 → 3月1日

※2月には31日がないため、2月最終日の翌日=3月1日となる

3月以上の間隔をおくとは

- 「3月以上の間隔をおく」とは、3ヵ月後の同日の前日に3ヵ月経過したと考えるため、3ヵ月後の同日から接種可能になる。
- 3ヵ月後に同日となる日が存在しない場合には、3ヵ月最終日の翌日（つまり1日）から接種可能になる。

1月15日 → 4月15日

1月31日 → 5月1日

※4月には31日がないため、4月最終日の翌日=5月1日となる

日本産科婦人科学会「HPV ワクチンの定期接種、キャッチアップ接種の接種間隔短縮に対する対応」令和4年5月19日提言より

厚労省のホームページ『ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチンの接種を逃した方へ～キャッチアップ接種のご案内～』もご参照ください。